

「新規」「認定対象外」「認定の対象とするが、近々全国展開する」特例措置一覧

	新規※1		認定対象外とする特例措置※2		認定の対象とするが、近々全国展開するとの注意喚起を行う特例措置	
	措置番号	措置の名称	措置番号	措置の名称	措置番号	措置の名称
01警察庁	-	-	-	-	-	-
02人事院	-	-	-	-	-	-
03金融庁	-	-	-	-	-	-
04総務省	-	-	-	-	-	-
05法務省	-	-	-	-	-	-
06外務省	-	-	-	-	-	-
07財務省	-	-	-	-	-	-
08文部科学省	-	-	828	運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業	-	-
			829	空地に係る要件の弾力化による大学設置事業		
09厚生労働省	-	-	-	-	936	保育所における看護師配置補助要件の緩和事業※3
					934	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業(一部全国展開)※4
10農林水産省	-	-	-	-	-	-
11経済産業省	-	-	-	-	-	-
12国土交通省	(P)1226	地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業(予定)	-	-	1223	長大フルトレーラ連結車による輸送効率化事業※3
					1205(1214, 1221)	重量物輸送効率化事業(一部全国展開)※4
13環境省	-	-	-	-	-	-
20内閣府	-	-	-	-	-	-

※1 この特例措置については、現在、政府の対応方針に基づき、必要な手続を行っており、「構造改革特別区域基本方針」別表1に当該特例措置を追加することで、今後活用することができるようになる予定です。当該手続が完了した後、マニュアル等をホームページにて公開し認定申請受付を開始します。

※2 この特例措置については、現在、政府の対応方針に基づき、必要な手続を行っており、「構造改革特別区域基本方針」別表2に当該特例措置を追加することで、全国展開される予定です。

※3 この特例措置については、現在、政府の対応方針に基づき、必要な手続を行っており、「構造改革特別区域基本方針」別表2に当該特例措置を追加することで、近々全国展開される予定です。ただし、全国展開されるまではこの特例措置を活用した計画の申請・実施をすることが可能です。

※4 この特例措置については、現在、政府の対応方針に基づき、必要な手続を行っており、「構造改革特別区域基本方針」別表2に当該特例措置を追加することで、事業の一部分のみ全国展開される予定です。ただし、全国展開されるまではこの特例措置を活用した計画の申請・実施をすることが可能です。また、全国展開がなされない部分につきましては、引き続き申請が必要となります。詳細につきましては、当該手続が完了した後、マニュアル等をホームページにて公開します。